

瑞穂市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱を次のように定める。

平成27年5月13日

瑞穂市長 堀 孝 正

瑞穂市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、瑞穂市まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26法律第136号）に基づく地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定及び改定に関すること。
- (2) 前号に規定する地方版総合戦略に基づく施策の推進及び効果の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、企画部長、総務部長、市民部長、福祉部長、都市整備部長、調整監、環境水道部長、巢南庁舎管理部長、教育次長、議会事務局長、会計管理者その他市長が必要と認めた者をもって充てる。

4 本部長は、本部員の中から前条に規定する所掌事務を統括する者

(以下「統括」という。)を指名する。

5 統括は、本部長又は副本部長の命を受けて、第6条に規定する設置される部会を掌理する。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括し、これを代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、特に必要があると認めるときは、推進本部員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(部会の設置)

第6条 本部長が必要と認めたときは、部会を設置することができる。

2 部会は、本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、推進本部の会議へ報告する。

3 部会名、部会長、副部会長及び部会員は、本部長が指名する。

4 部会は、部会長が必要に応じ招集する。

5 部会長は部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 本部及び部会の庶務は、企画部企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。